

2011/10/27

「RD問題 滋賀県と周辺自治会の皆さんとの話し合い」の概要

日 時：平成23年10月27日（木） 19：00～21：00

場 所：栗東市コミュニティセンター治田東 大会議室

出席者：（滋賀県） 正木部長、藤本管理監、中村課長、岡治室長、井口参事、
伊藤主幹、平井副主幹、秦副主幹

※コンサル3名

（栗東市） 武村部長、井上課長、太田係長、梅田主事補

（連絡会） 赤坂、小野、上向、中浮気団地、日吉が丘、栗東ニューハイツの各自治会から計27人（北尾団地：欠席）

（傍聴者） 0名

（県会議員） 九里議員

（市会議員） 太田議員、大西議員、下田議員、田村議員、林議員、
藤田議員、三浦議員

（マスコミ） 4社

（出席者数 54名）

司会（滋賀県）：皆さんこんばんは。定刻となりましたので、ただ今からRD事案に関する周辺自治会の皆様方との話し合いを始めさせていただきたいと思っております。その前にですね、前回9月15日の時に、ちょっと資料の忘れ物がありました。心当たりのある方、県の方で保管しておりますので、来てください。すみませんが、お願いします。

それでは、話し合いの始めに当たりまして、琵琶湖環境部長の正木からご挨拶申し上げます。

部長（滋賀県）：失礼いたします。皆さんこんばんは。大変お疲れの中を、お集まりをいただきましたことに、心より感謝を申し上げる次第でございます。本日は、この1次対策工の協定書の案につきまして、ご議論を賜るわけでございますが、もちろんこれから協議をさせていただくわけでございますが、こういうふうな段階まで話し合いを進めていただきましたことに、まずは心より御礼を申し上げます。この、本日この1次対策工の協定書にしばらくしてご議論お願いいたしておりますのも、これまでもお話をさせていただいておりますように、国の方でもなかなか法の延長も難しいし、延長されてもうちの本県のRD事案が対象にさせていただけるのかどうか、そうした非常に大きな不安を持っておったわけでございますが、国の方でぜひあの、滋賀県の方からも来年度には、むしろ対策工に着手をして、その上で法延長の要請もしてきたい、こういうふうな前向きなご回答もいただいたわけございまして、ぜひそのためには、この12月には、この1次対策工につきまして、国の方に申請もあげさせていただいて、確実に事業を進めさせていただきたい、そんなふうな思いでございます。またあの、これからいよいよ予算時期が始まるわけでございますが、当然この1次対策工には相当な予算も

必要となるわけでございますが、当然これはあの、県の方で予算化をするわけでございますが、栗東市さんともどもにこうした予算確保や、あるいは国への要請と言ったことも、全力で当たらせていただきたいというふうに思いますので、どうか本日も精力的なご議論賜りますようによろしくお願いを申しあげまして、冒頭に当たりましてのご挨拶をさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

司会：ありがとうございました。

初めにお断りさせていただきますが、本日は県、市と RD 問題にかかわる周辺自治会の皆さまとの話し合いでございますので、傍聴の皆さま方からのご発言は受けないこととして進めさせていただきますので、ご理解をお願いいたします。あと、本日の話し合いですが、会場の使用時間の関係で、前回と同様 21 時 30 分までとさせていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは、本日お配りしました資料でございますが、次第を含めて 4 種類ございます。A4 一枚の次第、あとですね、A4 の両面刷りの協定書の案、「RD 最終処分場問題解決に向けた 1 次対策工事の実施にあたっての協定書」の案。あと、協定書別添図という図面ですね。あと A3 の大きなやつ、3 枚つづりなってますけども、「4.4 1 次対策について」という資料が今日は配っておりますけども、過不足ございませんでしょうか？よろしいでしょうか？

それでは、本日の話し合いの内容ですが、1 次対策工の協定書の案についてということで、進めさせていただきますと思います。それではすみませんが、説明の方、よろしくお願いたします。

参事（滋賀県）：えっと、そうしましたら、説明させていただきます。今、申しました資料 1 と資料 2 というのがあるわけでございますが、この資料の 2 の協定書の案の方を説明させていただいて、ちょっとそのしゃべる中で補足的にこの資料 1 の方を使わせていただくということで、説明をさせていただきますと思いますので、よろしくお願いたします。

この資料 2 の RD 最終処分場問題解決に向けた 1 次対策工事の実施にあたっての協定書（案）」ということでございますけども、これは昨年 8 月 5 日に連絡会さんの方と覚書を交わした中に、連絡会さんからの見解の中に協定書を結ぶというお約束をさせていただいておりますので、それに基づいて作った物、というのを前段の方で書いております。まず 1 番でございますけども、甲、甲というのは滋賀県知事、は、別添図に示す掘削範囲を、1 次対策工事における掘削の基本区域とする、と。それがこのもう一枚の協定書別添図というやつでございます。この図ではですね、右上のところだと、特管相当物、深度 0～3m×10m 区画とかって書いておりますけども、実際はこれ、他のドラム缶が出てきたりしているようなところ、あるいはドラム缶が出てくる可能性が高いというようなところを掘りますので、こう書いておりますけども、実際は 5m のところ深さまでこの範囲を掘るということになるかと思っておりますので、ちょっとこの深度 0～3m×10m 区画というのはちょっと削除するというようなことがいいかなと思います。で、あとの・・・。

滋賀県：すみません、話の途中なんですけれども、お車でお越しの方で福祉センターに車を停めておられる方、もしいらっしゃいましたら、福祉センターちょっと閉めてしまいますので、こちらの方にお車移動していただきたいので・・・

栗東市：あの、それは大丈夫

滋賀県：ちょっと、確認いたしますので、お待ちください、すみません。

参事：ちょっとあの、説明続けさせていただきます。ということで、この別添図の真ん中の一番下のところの①特管相当物（VOC）と書いてるこの部分につきましては、地表面から 1.5m ぐらいのところまで、高濃度の VOC を含む土壌というのを確認されておりますので、この部分は 0～3m で 10m 区画を基本として掘ることにはしたい。あと、残りについては、深さは 5m を基本として掘るということで進めたいと考えております。

次に 2 番、協定書の 2 番でございますけれども、1 次対策工事において掘削して場外に搬出するものは、これまでの調査により確認された特別管理産業廃棄物相当の廃棄物土、ドラム缶、ドラム缶の内容物が浸潤した土砂等とする、ということで、これはこれまでから言わせていただいていることでございます。これまで見つかったこれらのものについて掘削、掘削して場外に搬出するということでございます。

次に 3 番目でございますけれども、これはこの前の話し合いとかで、いろいろご指摘いただいたことをちょっと文章にしておるわけでございますが、実際 5m 掘った後にその底あるいは側面、横の方にドラム缶なりが露出して見えてると、というような場合については、それも掘りだして場外に搬出する、というのを基本としたい。あと、ただし書きがついておりますけれども、ただし、除去にあたり地下水汚染の拡散のおそれがあると認められるものおよび除去のための工事に長期を要することとなると認められるものについては、1 次対策工事ではなく 2 次対策工事において場外に搬出する。ということで、書かせていただいております。

滋賀県：すみません、先ほどの車の件ですけれども、なごやか福祉センターの駐車場使えませんでしたので、お騒がせいたしました。すみません。

参事：今の 3 番のやつをですね、こっちの A3 の資料 1 の一番最後のところ、4-11 ページのところちょっとイメージ図を描いておりますけれども、これの左上のところの図ですね、【方針 1】で書いてあるやつですけれども、こうやって掘りまして、ドラム缶が、ドラム缶というか、掘り出すべきと考えられるものが、こうやって露出している場合については可能な限り取ると、この赤丸で囲んであるようなところは取ると。ただ下、黒丸で囲んでるようなところ、下の浸透水の水面がある、あるいは水面が上がって廃棄物が水につかる可能性があって、それによって、こう取ってしまうと、それを通じて汚染が拡散する恐れがあるものについては 2 次対策の方で除去したいというふうに考えておると。どれくらい水位が変動するかというのは、これから、今もちょっと、水位がどうかというのは、観測を続けておるわけですが、ここに右の方に約 11 m と書いておりますのは、

この前からの1次調査ボーリングなんかで取ったデータで、一番高いのが11mぐらいです。それでそう書かせていただいておりますけども、そこからどれくらい変動するかというのは、これからちょっとデータを取って、決めたいということでございます。

あとこの3番目の長期を要することになると認められるというのは、実際掘りましたものについては選別する必要が出てきます。燃えるものですか、管理型処分場に入れられるもの、入れられないもの、あるいは埋め戻しが可能なもの、というようなものがあるかと思っておりますけども、その辺をやるには、一定時間が要りますので、そう大量にそういうものが出てきた場合については、2次対策の方で対応させていただくと、決してその、出来るのにやらないということではなくて、出来る範囲内で1次対策、精一杯やりますけども、そこから時間的に難しいものについては、2次対策の方でしっかりと対応するというところで考えておる、ということでございます。

次4番目でございますけども、2または3の規定により1次対策工事において場外に搬出されるもの以外の掘削物については、2次対策工事の完了までに適正に処理することとし、それまでの間は場内で適正に管理する。ということでございまして、先ほど申しました2番のところに書いておりますようなものについては、場外に搬出するというところでございますけども、それ以外のもの、仮に今回1万m³くらい、掘削すると申しておりますけども、その内仮に、2000m³くらいが場外に搬出すべきものとなった場合、残り8000m³あるわけでございますけども、それについては場内に1次対策工事では置いておきまして、2次対策工事の方で選別なりをして適正に処理をするということで進めたいということでございます。

次に5番目でございますけども、1次対策工事掘削区域掘削後の底面については、電磁探査を実施し、場外搬出対象物が存すると推定される場合には、2次対策工事において場外に搬出する、ということを書かせていただいております。これは5mほど掘りまして、あともう露出してるやつについてもすべて取ったというような状況になりましたら、そこで電磁探査、金属について反応するような調査の方をさせていただいて、それでドラム缶なりがあるかなというところについては、2次対策工事の掘削除去の対象範囲とすると。これまあちょっと言葉足らずなところもあるかもわかりませんが、推定されただけで取るということではなく、推定して実際そこを掘ってみて、あればもちろん取るという意味でございます。そういうことで推定される場合には2次対策工事の時にその場所を掘って、出すべきものは出すということで考えておるということでございます。

6番目は、これもこの前の話し合いでご意見いただきました東側焼却炉跡の基礎コンクリート、基礎の厚みが1mくらいでございますけども、それくらいのコンクリートの下の部分についても、当該基礎コンクリートを撤去した上で電磁探査を実施し、場外搬出対象物が存すると推定される場合には2次対策工事において場外に搬出する。ということでございまして、この部分、先ほどの別添図でいうと真ん中らへんになりますけども、電磁探査出来てない部分ですね、この部分についてもコンクリートをめぐりまして電磁探査をやって、ドラム缶なりがあると推定されたような場合には、2次対策工事の方で、掘削の、掘削除去の対象として調べて取るべきものがあれば出すということで、対応したいということで考えておる、ということでございます。

次に7番目でございますけども、1次対策工事の実施に当たっては、掘削等によって新

たに生活環境保全上の支障が生じることのないよう、適切な汚染拡散防止対策や臭気対策を講じる。ということでございます。これはですね、この資料1の方の4-10ページと4-11ページの方に、言葉とか図とか写真とかで書かせていただいております。4-10ページの方の表4.4.4にずっと字で書いておりますけども、ガス・臭気については、スプレー散水とか、ミスト散水、霧状の散水ですけども、そういうことをする、あるいは、発生源が露出した場合には、速やかに掘削除去して密閉容器に入れる。あとまあ、可燃性ガスについては常時監視をする、というような対策を考えておる。粉じんの対策については、仮囲い、スプレー散水、ミスト散水、でまあ、車両の荷台をシートで覆う、あるいは密閉型の天蓋付き車両、なんかを使うと。車については低速度走行、あるいは、走る所への散水、車両自体を洗浄する、この写真一番下のところにありますけども、こういうようなことをやるというようなことを考えております。有害物質汚染拡散防止対策としましては、もしドラム缶とかをガッとやって漏洩したような場合には、その部分を速やかに掘削除去して密閉容器に封入して適正処分するという対応をしたい。あと、まあ雨水が廃棄物に浸透することを抑制するために工事前の事前準備として、シートによるキャッピングを行うと。この4-11ページの右上の【方針3】って書いてあるやつですけども、掘ろうとしているところについて、事前にシートを被せておくということでございます。

3つめの、4-10ページの汚染拡散防止対策の3つめの●は、掘削中に廃棄物に触れた雨水等が発生した場合には、速やかに揚水ポンプで汲み上げ水処理施設において処理すると。なお、雨天時の掘削作業は原則として行わない、ということでございます。これで掘った後については、4-11ページの下のところですね、こんな形でシートを張ると。で、そしたらここに溜まった水はどうなるんやというお話がでるかと思っておりますけども、これにつきましては、水の方を廃棄物に触れないような形で集めまして、ポンプアップして外に出すと、というようなことで対応したいというふうに考えております。次に騒音・振動対策でございますが、これはまあ仮囲いで覆う、あるいは車両は低速度で走行するというようなことで、という対策を考えております。交通安全対策は、運転手に交通安全教育をやる。あとまた対策工事の関係車両であることを明示すると。右側の方にちょっと例を書いておりますけども、こういうような形で明示する、というようなことを考えております。

最後に環境モニタリングとしまして、以下の項目って書いてます、ガス・臭気・粉じん濃度・騒音・浸透水・地下水の水質モニタリングというようなことについて、モニタリングを行うというようなことで、影響が出たか、出たないこと確認するというようなことでやりたいということでございます。あと、協定書の方に戻っていただきまして、あと8番の方は、本協定を締結した証として7通作成して、それぞれが保有するというようなことで書かせていただいております。

以上が協定書案の説明でございます。質問等ありましたらよろしくお願いたします。

住民：あのですね、2番のね、特別管理産業廃棄物相当、これについては住民はずっと反対してますよね。またこんなところで何でこんなん出てくるんです？あの処分場は安定型ですよ。管理型にするつもりですか？どうするんです？管理型にするんですか？あの処

分場を。管理型相当ですよ、こういう、どけたって。そういうことですか？教えてください。

室長（滋賀県）：これはもう既に見つかっております VOC が特管物相当の基準で出てたところの部分と、それから医療系の感染性の廃棄物と疑われるもの、これも出てますので、これのことを言ってるということでご理解いただきたいなど。

住民：ということは、1 次的にこれを先取って、それから以降のやつはまた後日取ると、同じ場所でももう一回とると、そういう意味ですか？

室長：はい、あの今ここでわかってる、この掘る位置にあった、前から調査結果が出てます VOC の特管物、それから医療系の感染性の疑いがある廃棄物、このことを指してます。今これについては 1 次対策工事で既に分かっているやつ、ということで、そういうことを特定してるものでございますので、今後のやつのところの、あるいはここでまた 2 次調査してやるやつ、これはまた別の話でございます。

住民：同じ場所でも、2 次調査は 2 次調査、そういう意味ですか？

室長：そういう意味です。

住民：わかりました。それについてはわかりました。そして、そのね、5 番の電気探査、5 番とか 6 番も出てくるけど電気探査というの出てきますね、ちょっとこれ浸透水があって、電気探査正確に出ますか？私は今いろんなところから聞いてますけどね、浸透水があって水があるとね、電気探査うまくできないというふうに聞いてるんですよ。これで出来るんですか？正確に出るんですか？

コンサル：建設技建の●●と申します。ここで書いてます一応電磁探査ということで、EM 探査、焼却炉周りでやらせてもらった電磁探査になりますけども、一応地表面から磁場をはってまして、それに誘導した磁場を観測するということになりますんで、水があっても特に支障はありません。

住民：これで見つかるのは金属だけですか？金属以外のものでも見つかる？

コンサル：磁性体ですね、磁性体というのは磁場に反応するもの。

住民：磁場に反応するってやっぱり金属でしょう？

コンサル：金属系ということですね。

住民：それで汚泥であるとかそんなんわかるんですか？汚泥とかもわかるんですか？

コンサル：わからない。

住民：焼却灰もわからない。

コンサル：わからない。

住民：そうですね。わからないですね？

室長：これはあの、ドラム缶を探しに行くということで 5m 掘って、出たるやつは取って、もういっぺん電磁探査して、そこにまだ底にあるのかなのか、或いはちょっと下にあるが見え、探せてないのか、ということを見たいという。

住民：ということはね、これもって、その場所は調査終わりましたよ、というんではないということですね？それだけはっきりしといてください。

室長：あの、ボーリング調査で全体でやってます。ここについても、この辺りについても、環境基準を超えたボーリングのデータ分析が出たところがあります。それはまたそれで、全体の中でやっていくという話でございますので、今はこの 1 次対策、今までやった調査の中で出ている、さっきも言いました特管物の VOC が非常に濃かったとこ、医療系の感染性の疑いのある廃棄物が見つかったところ、ドラム缶掘って出てきて、電磁探査で他にもちょこちょこ金属反応があったところ、それが今対象を、1 次対策というてます。ここも含めてボーリングの環境基準を超えたところがございます。それはそれでまた全体の中で、この部分も入っている部分もございますので、それはそれでやっていくということでございます。

住民：もうひとつ、D-2 の井戸のあるとこね、これあの焼却灰があるよと言ってたところですけども、分析して下さったのを見たら、やっぱりあれは焼却灰ですね、あれも。鉛も相当出てるし、ほう素でしたかね？その場所も、これ横掘られますよね？これその時は、この土はもう元には戻らないですね？戻さないですね？一旦掘ったやつは戻さないですね？戻すとするとちょっと問題やと思う。私は焼却灰やと思ってるから、戻してもうたら困る。

室長：この部分については金属反応出ているところで、長方形のこの部分ですね？金属反応出たところでドラム缶を探しに行くと。で、あれば、そういうものは出すと。あと、後のものについては仮置きすると。なんで仮置きするかというとききから言ってますように、後の 2 次対策でもっとたくさん出てきますので、それと一緒に効率的にやっていくということですけど、そこにはまたあれで、廃棄物が混じってますんで、廃プラとか木くずとか混じってるかもかわからんし、いろんなもの混ざってます。それはそれで、ゴミは出す。後の部分で埋め戻せる部分は埋め戻すということですけど、それはまあ基

準をクリアしたものしか戻せないということでございますので、悪いものあったら戻さないという。廃棄物は戻さない。悪いものは戻さない。

住民：ここは焼却灰ですから、この場所は絶対戻してもらっては困ります。そういうことです。

住民：あの鉛がたくさん、鉛が含有してるがところがたくさんあります。それをまたそのまま埋め戻されましたね。それはこの1次対策工では除去はしないんですか？ここに何も書いてないですけど。

室長：今はそれいろんな議論があって、まだ2次対策の部分でいろいろお話し合いを継続している部分もございます。それはそういう部分も、話の中ではあるかなと思うんですけど、今1次対策としましては、ここの部分の先ほど言ってます特管物で非常にVOCが高いって言うところや医療系のやつがあったところ、ほんでドラム缶。これを1次対策でやらせてほしいということでございます。後の部分はいろいろまだ議論をさせていただくところがあるんですけども、その中にはそういう話もあるということは私ども認識しておるんですけど、1次対策としては、これに限って一年間でやれるこの部分をさせていただきたいいう、こういうことです。

住民：将来的に言われる、将来的にですね、それはそのままにしておくのか、それとも、将来的にはそれを持ち出すのかですね、その辺のところはどうなんですか？

室長：今はちょっと切り離して、ちょっとまた議論をさせていただくということで、それはまた、近々これと並行して、これは協定書結ばせてもらってですね、どんどん進めていくわけですけども、あと2次対策の中で、ボーリングの結果とか踏まえながら、今後またいろんな調査しながら、2次対策決めて、議論させてもらう部分があるんですけども、そこでまた議論させていただくということで、ということになるかなという思うんですけど、1次対策につきましては、ここの部分の、今の対象のものはとれということで、させていただきたいと。

住民：いや、それはわかるんですが、だから言うてるように、将来的にですね、例えば2次対策工でそういった物を持ち出すのかどうかですね、その辺のところはどうなんですか？県の見解として。

室長：その辺はまた議論させてください。それを今議論すると、他にも議論することがいっぱいあるかなと思うんですけど。

住民：だけどそれが大事なもんなんですね。大事なことですよ、それは。

室長：お気持ちわかって、今までから議論している項目がたくさんあるということは認識

します。それだって、ちょっとこれはこれで進めながら、2次対策工は2次対策工でまたご議論させていただきたいなと考えておりますので、よろしくお願いします。

住民：その辺のところをちょっと文章的に盛り込んでもらわないと、このままではちょっと納得しかねるんですけどね。

部長：ちょっとそれに話が及ぶとですね、まさにあのそれぞれお一人お一人がきつとおありだろうと思うんですね。やってるこの1次対策工っていうのはとにかく国もですね、この延長を言うてくるんだったら1年前、1年と言いながら実際には4月から入って設計を組んで、実際には実績報告出そうと思っても、1月くらいで終えないとだめだと思うんですけど、その間に出来ることだけしか、要は国にはあげられませんので、ですからその・・・

住民：それはわかっています。

部長：逆にそれ以外の部分の、2次対策工でやる部分については、逆にそれは充分これから話させていただくという、そういう仕組みでさせていただいていると思うんですけども。

住民：だから、だからですね、県の見解としてですね、仮にここ、文章に盛り込まなくても結構ですけども、どうなんですかと、そういったものは完全にわかってる、わかっていますよね？あそこにあるということは、県も確認しておられるわけですね。それをね、将来的にやっぱりそれを持ち出すのかどうか、そういうところを聞きたいわけです。

部長：もしそれだけ、

住民：いや、それだけやないんですけども、今現在わかってるものがね、それほんで、なんちゅうか掘り返して埋め戻されました、だからそれも将来的にもそのままにしておくのか、それとも、それをね持ち出すのか、ということですね。だからほんで、そういう・・・
(同時にしゃべる)

室長：あの、鉛につきましては、前から議論させてもらってまして、梶山先生の意見を踏まえながら、pH依存の試験もさせてもらいました。それにつきましては、いろんな底質調査法でやって、pH変えてやって、というデータが出てますので、これにつきましては、また委員さんの意見も聞きながら、対策工をどうしていくのかなというところを、このまま詰めていくという、詰めていく話をさせてもらいながら、専門家の意見聞きながらやっていきたいと思っておりますので、今ちょっとここに早急にここへどう書くということはちょっと切り離して考えさせていただきたいなと思っておりますので、

住民：いや、だからね・・・

室長：なんとかご理解を。

住民：いや、それはわかるんです、だから切り離してでも結構ですからね。

部長：それはもう当然にこれからもう一回話し合いの中でもさせていただきますし・・・

住民：ほんで持ち出す用意はあるのかどうかということ。だから、そういうことを確認したいんです。

部長：はい、結局ひとつそれだけをもってですね、じゃあそれだけは出しますと。じゃあ他のはどうするんだと・・・

住民：いやいや、当然他のものいろいろありますけども、今現在それがわかってるからね、あそこに県の方が埋め戻されたということがわかってますからね。それについては将来的にやっぱりね、これも掘りだすんやと、他のものもまたいろいろ検討してですね、そういうふうにするという、そういうね、部分が確認できれば、それでいいんですけどね。

部長：これまた先生方にも集まっていたいでですね、ご議論いただくんですが、そこでぜひそれを出すべきだと、国の方でもそういうふうな一定の方向が出ればですね、我々の方もそれはそれで全然異論はないわけですけど、またそれが、いうならば、安全だとは言わないでしょうけども、きっとやはりそういうふうな一定の行い方とか言われると思うんですが、それもその、尊重しながらやっていくということになろうと思います。

住民：鉛っちゅうのは普通の鉄とまた違いますからね。基本的に言えますからね。

住民：こっちの話に戻したいんですけど、いいですか？協定書の話、じゃない話されてるんで、そういう話あったとしてもいいんですけども、今日のメインテーマはこの1次対策工の協定書の話なので、2、3質問をしたいんですけど、えっとね、1点目は情報公開に関して、です。工事が公開で行う、我々が見れるかどうか、それから、その出てきたものの分析をどういうふうにしていくのか、それについての結果はどういう頻度で発表されるのか、つまりこの工事に関わる情報公開に関しては、何の協定にも盛り込んでいないので、それを明確化してもらいたいというのが1点目です。それから2点目は、3のところですけども、後半部分、除去にあたり地下水汚染の拡散のおそれがあると認められるものおよび除去のための工事に長期を要するものと認められるって、認められるのは誰が認めるんですか？ということで、一方的に県側はこれは長期だとか、これは拡散のおそれがないとか言われると、こちら側は困るので、これは判定はどうされるんですかっていうところ、この2点を教えていただけますか？

管理監（滋賀県）：えっと、2点のご質問ですけども、まず1点目の情報公開につきまして

は、当然工事の内容について、大変ご心配の部分もあろうかと思しますので、いわゆる工事の今の進捗状況とか、あるいは現場での見学会等ですね、ただどんだけに 1 回出来るかという点についてはちょっとあの工事の受け持ったところの業者さんなりと、或いは工事の安全の面もございまして、その辺を踏まえて具体的なことはまたご説明させていただきたいと思っておりますが、今おっしゃられました情報公開とかいうような形、或いは分析結果というものについての公表については当然行おうと思っておりますので、ここにまた追加をさせていただいて、修正をさせていただこうかというふうには思っております。この点については、当然そういうふうにしてきやというふうな思いもあったんで、書いておらないということでございます。

それから 2 点目のこの認められるという形についてでございますが、実際、あのはっきり申し上げまして、5mほど掘ってみて、どういう状態になってるかとかいうことで、現実的にいろんなケースなり、レアケースも含めてですね、いろんなことが起こってくるということもございまして。地下水汚染の拡散につきましても、思った以上にジュクジュクしすぎて、何かそのいかにも浸透水の水位が周辺の井戸の部分じゃなしに、ここだけ若干高かったとかいうような点も、またこの工事の中でわかってくると、そこら辺ちょっと対策の考え方も変えていかなというところで、とりあえず認められるという形にしたのは、もちろん両者当然お話もしながら、実際の工事をしておられる業者さんの専門的なことも聞きながら、合意しながらやっていければというふうには思っております。以上でございます。

住民：えっと、そういうことは多分あの、この文言に修正はこちらから要求して、今の項目に関しては柔軟に対応していただけるというふうには考えていいですか？つまり、これから多分住民側がこの協定書案なんか内部で詰める中で、情報公開の項目を 1 項目加えさせてほしいとか、それから今の言った認められるとかっていう判断に当たっては、工事のなんていうんですかね、方針にかかる判断にあたっては住民側と協議する、というような文言を入れるとか、そういうことに対する対応に関しては、柔軟に対応できると。具体的な文言がどうなるかは、もう少し詰めないといけないですけど、そう考えてよろしいですか？

管理監：あの、そういう形でこの協定書に当然盛り込むべきというような住民側さんの意見でしたら、そういう形で、そちらさんから修正案を出していただいて、うちの方とまた調整して、入れるということは当然行っていきたいと。こちらの案を押し付けるとかいう意味じゃございませんので、はい。

住民：とすると、これあの、当初はですね、10 月の中ぐらいまでには結びたいというふうにおっしゃってて、もう 10 月おしまいの状況なんですよ。今部長さんおっしゃったように、早めに環境省の方との交渉にも入りたい、予算案の要求にしなければいけない、というような状況なんでも、我々住民側としても、少し話し合う時間が欲しいんですが、そのタイムスケジュール的には、どのくらい我々には協議する時間があるんでしょうか？

部長：だいたい我々が思っております、逆算してくるとですね、11月の10日くらいまでにいただければ有難いなという思いもあります。一つは、環境審議会にこれ必ず諮らなきゃいけないというのが県の方にもあります。それから当然の栗東の市の中で合意をいただかないといけない。県議会にも説明して、まあこれ、これを出しますと・・・

住民：その10日ってのは、こちらの意見が出る期限が10日ではなくて、合意したもう完成品ができるのが10日ぐらいということですか？

管理監：こちらが厚かましいお願いですと、そこら辺の10日過ぎには協定を結びたいというふうに思っておりますけども、ちょっとそこら辺についてどれくらいで住民さんの方で、今後各自治体さんのご予定等があるかと思えますんで、出来れば修正の案については、逆に言うたら時間的なものがありましたら、だいぶ今意見聞かせてもらいましたんで、うちから修正をこんなんでどうですか？という部分でいって、今の意見を聞いた部分でもう一回すぐ・・・

住民：いや、県に任せてるといつ終わるか分からない。今回も大分遅れたので、それだったらいくつか住民側に話をして、なんとかこうキャッチボールでやってまとめていった方がいいと思いますけれども、

管理監：そういう形でお願い出来ればというふうに思います。

住民：もうひとつ、2番目ですけども、その土砂等と書いてあるのは、これは廃棄物も含まれるということでしょうか？浸潤した・・・

室長：そうです。廃棄物も、

住民：土砂だけじゃなくて、廃棄物も含めての話ですね？

室長：出たものが浸みこんだものということですので、その辺の浸みこんだもの。

住民：要するに汚染されたものは取り除きますよと、そういうことですね？

住民：ちょっとその件についてですけども、このドラム缶の内容物が浸潤した土砂等になってますが、これあれですね、計画見ますと5mしか掘らないとなってますが、ドラム缶からでたものは、その下に沈んでると思うんです。そうした場合にはですね、5mに限定して対策工をやるというのは、その文言と合わないと思うんですが、どうですか？特にVOCなんかは、下へ沈みまして、一番危険なものやと思うんですが、そうした場合にね、5mっていうんですね、今言われてるのは、これちょっとおかしいと思うんですけども、その辺どうですか？

住民：3mです。●●さん、3mです。

住民：5mに修正するって。

住民：クー5については3mです。

住民：あ、そうですか。

住民：だからこれがこれが特管物のVOCですから、これの方が。今おっしゃってるのは5mです。いやいや、3mです。

部長：あの、今のお話ですが、要は1次対策工で時間的に出来るものについての話ですので、逆に言えばそういうふうな、ある意味で非常に危険な物質が発見されたようなところは、もうそこである意味では1次対策工のところではマークをするわけですので、それについては2次対策工のところでは改めて調査が必要なところは調査をするし、取りだすのは取りだすと、こういうことになると思います。

住民：それ確約してもらえますか？

部長：それはもう、ある意味では当然の話になりますから。

住民：中でも特にこの1番のクー5の場所、これ3mしか掘らないようになってるんですけどよね？

部長：●●さん、今ご心配なのは、それで終わりなのかと、

住民：そうそう。

部長：極端に言ったらもうそれで終わっちゃうんじゃないかと。そうじゃなくて、これはあの1次対策工ができる期間が当然ありますので、その中で出来ることはそこら辺が限度だろうというふうに我々も思ってやってるだけであってですね、これもっとももちろんそこで出来れば良いんですが、そうしますと、そこは出来るけど他は出来ないという話になってしまいますから、あくまでそのこの1年の限られた時間の中で出来るのはそこまでだと、という話ですんで、なんかそこで終わりみたいな話ではないということ。それはもう当然のことだと・・・

住民：これはまあ、この間から県は一貫してそれを言っておられるわけですけども、我々としたらですね、わかったものはやはり下までちゃんと1次対策工を完結するという意味で、この周辺をきちっとやってもらいたいという希望を大分言っただけなんですけど、今

もまた 5m、3m でやめられるということになります。どうもね、納得があまり・・・

部長：要は物理的にですね、さっきからちょっと言いますけども、国の方に法延長をお願いをして、その中で出来る物理的に来年度に出来る範囲はそのくらいであろうと、いうふうに我々も前提をしてやっていますんで、何かそこで非常に危険な物質等があるんじゃないかと非常に改善性があるにも関わらずですね、そこでもうなんかフタをしてしまうとか、そんなつもりは毛頭ありませんので、それはもう当然に 2 次対策の中でさせていただくと、こういうことをご理解をいただきたいと思います。どうしても、その国のもの、一年間の完結しないものはいわゆる補助対象にもなりませんので、それはまたある意味ではそれをするのであれば、まさに県費で全部しなさいとこういう話にことになってしまいますから、当然あの、非常に地下水に今すぐに明らかに危険があるというものもあれば、そうであれば、他の工事を止めてでもそっちをするというようなこともそりゃ考えなければいけないかもしれませんが、それはもうやっていく中で考えていくということになろうと思います。今おっしゃられたように、3m なり 5m 掘った時に、これをここで止めたら危険だなど、いうことであれば、他の工事を止めてでもそれをするというような変更申請をしてでもですね、するというのも、それは充分あると思うんです。

住民：分かりました。ぜひそれをまあ確約して提案ほしいと思います。

住民：すみません、あのちょっとお聞きしたいんですけども、1 番に掘削、ごめんなさい。1 番にあの掘削範囲内を示されておられて、その中で、調査の中で廃棄物とドラム缶、ドラム缶の内容等が見つかれば出すと、いうことなんですけども、その方法として電気探査をすると、電磁探査をするということなんですけども、電磁探査で反応するのはだいたい水分やと思います。でも、この中でそういう具合に考えると、ドラム缶が見つからなければ掘らないということも思っているんですか？ドラム缶以外に、有害物が、ドラム缶が原因で有害物があるということじゃなくて、それもそうなんやけども、それ以外の原因で有害物があるということも、ね、あると思いますので、そっちの方に関してはどうなんでしょうか？ちょっと言い方があれで。

室長：すみません、その大きい資料の中の 4-7 ページのところに電磁探査の結果載ってますけども、赤やら緑やら出てあるところ。こういうものを参考に、ここ、これを金属あるんじゃないか、というところで、これよりもかなり広い範囲で、こういうような掘削の場所、選定を、選ばせてもらってやるということでございます。これは先ほど言うてますように、VOC の濃いのが出たのと、医療系の感染性の疑いがあるところが出たところ、あとドラム缶、というのがターゲットの調査、調査じゃなくて対策工でございまして。掘ってるうちに、その中にもっと違うのが出てくればですね、例えばドラム缶じゃなくて、ポリタンクが出てくるということもあるかも知れません。あと、目視でわかるその悪いものと、というものの典型がドラム缶なりそういう容器かなと思うんですけども、あとその、そういうものが混じっているその廃棄物で、非常に有害なものがあるもの、これは目視でなかなか分からないですけど、それにつきましては、並行してやっております

ボーリング調査、ここの範囲もそのボーリングの中に入っておりますので、2次調査をした中で、その悪いところを掘るといのは2次対策でやっていく、ということでございます。今は、ターゲットとしては、先ほど言うてます廃棄物としては、そのドラム缶とVOCの高かったところと医療系というのをターゲットにしてこうやって掘っていくと、ということございまして、そこにもっと汚染されたものがあるんじゃないかというものがあるという調査につきましては、この場所も含めた中で全体のボーリング調査のコア分析結果が出てますので、その広がりを見ていくのが2次調査として、また並行してやっていくと。これは2次対策で・・・

住民：だから、その場所で、既にわかっているところもあるわけでしょう？ドラム缶以外のところで、それであるならば、そのついでに掘削範囲内が決められているんやから、全部掘削したらいいんじゃない？違いますか？

管理監：要は協定書の裏面の書いてある掘削の広さですね、この部分は例えば真ん中くらいで、電磁探査で反応が出たって、そこら辺掘ってみて、もしなかったとしても、この範囲は、しっかりと掘らせていただくということでございますので、はい。

住民：よろしいですか？2番3番、2番3番4番目の範囲、搬出の件なんですけど、これ仕分け、掘削しながら仕分けしながら、出していくわけなんですけど、先ほどなんか戻すものがあれば戻す、どうやこうやって話があったんですけど、これ掘削したやつは出していただけるんですね？仕分けしながら。そういうふうに解釈していいんですね？ちょっとその辺がちょっとわかりづらいんですけど。

室長：この形で、最低この形の中に入っているものは掘り上げてしまうと。そこで出てきた例えばVOCの高いところ、これ全部出してしまうと。あとドラム缶出てきたらそれはそこから漏れたものも含めて取り上げて、出してしまいます。医療系も出します。あとのところ、例えば廃プラとか木くずも若干あったり、鉄くずが若干混じってたり、というようなものも含めた土砂のものは含めて、水がかからないように対応してシート被せて置いておく。これについては2次対策の中で、中に入っている***でより分ける。廃プラ入ってたらより分けると、みな作業が要るんですけども、あとまあ、これちょっと細かくまた後で決めていかなあかんんですけど、コンクリート殻があれば、ちょっと***ですけど、割って、埋め戻し材に使う、或いは、土の部分があれば検査して大丈夫であれば戻す、というようなこともあるかもわかりません。これはもう廃棄物はもう出してしまふ必要がある、というようなことで、後の2次対策で選別をせないかんかなということなんです。

住民：その選別はどういう形でやるかっていうのは、ここには載ってませんが。

室長：これには載ってません。適切など、こういう言葉でしか出てませんが、きちっと処理費も最小限で済むような、あるいは有効に活用できるような形で選別した上で処

理をしていくということ。それはほんで選別とかのテント立てたりというようなことになるかなと思うんですけど、ヤード作ったりと、そういうのについては 2 次対策の中で大量に出てきた廃棄物と一緒にやるのが効率的だろうと。今のこれだけの分をそういう作業は非常に非効率であって、手間がかかるので、後で 2 次対策の中で併せて一緒にやる、こういうことです。

住民：ということは、どれだけ出すかってのは、現在ではわかってないわけですね、出す量っていうのは。曖昧ですね。

前回話し合いの時にお聞きした時は、掘削したやつは全部出すんやと。はいそうですかと、二度三度聞いたら、掘削したらみんな出さないかんのやというふうに私は解釈したんですけどね。念を押すために三回ほど聞いたような気がしたんですけどね。掘削したら全部出す。法的にそれ決まってるような感覚でしたけど、じゃあないんですか？前回の時。

室長：あの、今のこの形で、こののりも書いてるこの図のような形を掘り上げるのは掘り上げる。

住民：1 万、約 1 万 m³。

室長：ええ。であの・・・

住民：全部出すというふうに私理解してた。

室長：この場所からは出し、そこから言うてるようなやつはすぐ場外で処分する。対象の物は先ほどちょっと言うてましたけど、何回か言うてるその分については出す。あとの廃棄物の混じり土砂については、仮置きして、後の 2 次対策で出てくるものと一緒に選別して廃棄物をそれぞれ選別して、廃棄物は埋め戻せないということでございますので、後で適正に処理するということです。

住民：そういうふうに前回の時は受け止めなかったんですけど、法的にはあれ、処分場掘削、跡地を掘削したらみんな出さないかんっていうふうに法律がそういうふうになるっていうふうなことも以前聞いた気がするんですけどね。

室長：あそこはもう処分場じゃないので、廃棄物は全部出さないかんということでございますので、廃棄物を選別して処分するというところでございます。

住民：選別じゃなくて、掘削したやつはすべて廃棄物、廃棄物土、すべてじゃない、廃棄物以外のものも入ってるんですか。あそこは廃棄物しか入ってないわけですよ。前回の時は全部出すって明言しましたよ。三回は聞きましたよ。

住民：だって外から持ってきたものでしょう？初めからあったものじゃないから、掘ったらやっぱり出さなきゃいけない。

室長：はい、コンクリート殻とかいろんなもの入ってます。コンクリート殻は汚染されてなければ、細かく砕いた埋立、埋立材としてリサイクル、埋立材として利用できるものもある。そういうものの選別をさせていただくと、こういうことで、廃棄物、廃プラであっても、廃プラは安定型にも埋められてたものですけど、それは廃棄物なので、もう当然ここには埋められないということのことでございます。

住民：いやいや、その1万、約1万㎡掘削して、掘削する。それはすべて撤去してもらって、というふうに、そうせないかんという法律がなってるっていうふうに聞いてますけど？前回はその流れの中で、答弁していただいたというふうに。それをどこに持っていかという仕分けは当然せないかんのですけどね。どこの処分場に持っていくのか、中間、どこにそれをするのかっていうのは当然仕分けせないかんけど、それをまた戻すっていうことは、ちょっと考えられない。

住民：議事録の開示がもう何回かしてないんだけど、見せたくないってことがあるのかな？

室長：そんなことはない。なかなか議事録作るの大変な作業でございまして、出来たものから順次出してますので、ちょっとまあ若干確認、うちの方で出来たものを確認してやっていますので、それはそんなことございません。

住民：何か作為があるように見えるけど？

住民：いや、原則出すんでしょう？原則で出すんだけど、そのコンクリート殻とか、土だとか、廃棄物というもんでなくて・・・

室長：そういうことです。

住民：処分場に、あそこに置いていていいものだけは、残す場合がありますということなんでしょう？

室長：そうなんです、そういうことです。

住民：せやけど、コンクリート殻も廃棄物です。

室長：コンクリート殻はリサイクルして埋め戻し台にも出来るという、これ一つの例として言わせてもうた。

住民：あそこって掘ったらみんな真っ黒やった、最初。真っ黒やということはもう汚染さ

れてるということです。

住民：いや、分別して戻してもいいんですよ。

部長：私も先だって岐阜へ行ってきてきましたですけど、やはり全部こまめにその分別をしておられましたので、だからあの、通常の土であるとか、そういうような汚染されていないものであれば、戻してもいいけども、逆にそれが選別出来ないようなものは当然戻したらあかん、当然そういうことです。

住民：どうして仕分けするの、汚染されてる、されてないの、どういうふうな判断をするの？

住民：いや、それは 2 次対策で椿洞みたいな施設を作って、どういうふうにどういうふうな機械を使ってどういうふうな基準で分別しようかっていうのは、2 次対策での話し合いになるんですよ？

部長：もちろんそうです。

住民：そうですよね？だから、今回 1 次対策では仮置きをしますということを認めてくださいっていう提案なんだよ。

住民：ちょっともういっぺん聞きますけど、掘ったものは全部仮置きするわけですね？埋め戻さずに。

室長：そうです、出すもの以外は仮置き。ちょっと変な話ですけど、ドラム缶とか VOC の高い特管物とか、そういうものは当然、

部長：ただちに処分場へ持っていっちゃいますので、

室長：後の物は全部仮置き。

住民：戻さずに仮置きする？

室長：そらもう戻しません、今この図のあるように、深くなったところはシートで囲って、この 4-11 の右の下のこういうことになる。

住民：いやいや、1 次は 1 次の対策工ですから、完結してもらわなあかん。仮置きして、また 2 次でっていうのはちょっと理解しにくい。

管理監：実際の大規模に***でも、廃棄物等掘り起こしたもの出てまいります。それに

については、当然あそこでほとんど工場的なものです、作って、機械選別、手選別等すべてをやるといってしましますので、1次対策の中でそのあの選別体制を整えるということは、時間的にもまったくそれだけでも半年ほどかかってしまいますので、そういう意味で、1次対策については、掘って、すぐにどっか、先ほどからの室長言っておりますように、特管物相当とかそういうものについては、速やかに出しますけども、それ以外のものについては仮置きして2次でしっかりした選別の体制を取って、その中で、しっかりと分けていくということをしていただきたいというふうに言っているわけです。

住民：その仕分けするにしても、どう、先ほども話ありましたように、何を基準に、どうやって仕分けするんですか？我々、ちょっとそれも聞かせて欲しい。もしそうするんであれば、特管物っていうのであれば、どれをもって言うのか。

室長：また今、これについてはまだあの議論させてもらってないし、案も出させてもってません。またその廃棄物は選別して、廃棄物の種類ごとにまた分けていくことになると思いますし、大丈夫なものは、一体大丈夫ってどうやって判断するんやっていう話が、単位体積当たり、どれくらいでどうやって測るんやっていう話もありますんで、それはちょっとまだこれからいろいろ提示させていただいて、話やっていきたいと、こういうふうに思ってます。

住民：フタ空けてみたら仮設の廃棄物が山盛りなってた。出すのダンプ1台か2台やったと、いう可能性もあるわけですね？仕分けの仕方によっては。

室長：基本的に廃棄物、廃プラとか、あそこに埋められてる、安定型でも埋められたようなものでも、廃棄物を出せる、埋め戻せませんので、それ以外の言われているような大丈夫なもの、については埋め戻せるということですので、それは選別、若干やってみなわからんところもありますけども、その安全性の確認みたいなやつについてはまた、具体的にご提示させていただきまして、議論させていただきたいと、こう思ってます。

住民：普通ね、ああいう場所をどういうかっていうと、廃棄物処分場って言うんやわ。廃棄物じゃないものを何であんなところ金出して持っていくわけ、ないやろそんなこと。そんで、今の話今日初めて聞いたんやけど、こんなもん対策立てる話の前からちゃんと決めてかかるもんとかやうん？選別なんて今日初めて聞いたよ。今までは掘ったものみんな場外搬出して聞いてきたのに、今日そういうこと突然言われても、ころころそんな方針変えられたら困るんや。

部長：あの、いわゆる廃棄物はもう基本的にこれほとんど場外に出さないといけないことになって、

住民：だからあそこは廃棄物処分場でしょ？

部長：いや、それです、いわゆる通常の土、一番はっきりしてるのは通常の土で別に汚染されていないような土は当然中にはあるわけですね。それをじゃあ全部お金かけて出すのかっていうのは、それはどこの処分場でもしてないわけですね。ですからそれについては逆に言うと、これはもういくら代執行であっても県の責任でこれやっていくわけですので、環境省の方からも厳しいチェックは入るでしょうから、その中で他の処分場でもやってるのと同じような形で、逆に言うと、環境省とも協議しながらやっていると、こういうことになると思うんです。

住民：いや、お宅らの考えはおかしい。どうもない土やったらね、反対に金くれるのよ、持って行ったら、業者は。

部長：いや・・・

住民：土を普通処分する場合ね、金くれるのよ、持って行くと。どうもない土は。ああいうところ金払うて持って行くということは、きれいな土はないわけ。いわゆる廃棄物の処分場。

部長：いやいや、単なる覆土のようなものであればですね、汚れてないものもあるかもしれないわけですし。

住民：覆土は上だけやろが。

部長：いやだからそれを別に何も廃棄物ではないわけですよ？

住民：そうそう、覆土の部分かな。

部長：はい、ですから、汚染されて分別出来ないようなものであればですね、基本的には出すことになると思うんです。ですから、それはもう私も岐阜なんか行って見て参りましたけども・・・

住民：いやいやそんなよそは出さんでいいがな。お宅らの最初から言うものは、掘ったものは全部場外搬出しますって聞いてきたから、それを今日突然にそういうこと言われても困るといふ。

住民：前回、明言してましたよ。

住民：今までずうっと言うてきた、そう言うて。

部長：その点は・・・

住民：常識的にやね、覆土っちゅうのは、覆土っちゅうのはあれやんか、どうもない土やんか。それまで掘りだしてやね、やっぱ金がかかることやさかい、そういうことやろうと思うんよ。だから仮置きっていうのは、僕のこれは推測やけれども、ずっと少のうなると思うんよ。ほとんどが廃棄やから、あれも全部言うてはるように全部廃棄物やから、

住民：いや、覆土って表面しただけやからね。

住民：うん、せやけどあの表面だけでも相当なもんや。

住民：あとは覆土以外は全部廃棄物よ。

住民：そういうこと言うてはるんやろ。

住民：そしたら覆土だけ取ってのけるってことやな？

部長：いや、そりゃ中に何があるかわかりませんが、全部それはその、掘ってみて初めて分かるわけですので、

住民：それはそうやな。

住民：掘ってみて初めて分かるって、今まで管理、監督ちゃんとしてきたんちゃうんかいな。

住民：仮置きする言うけど、これ 2 次調査に、2 次調査にもすぐ入らな行かんのですけど。それとも、これが出来なくなるということはないんですか？仮置き。どこに置く予定にしてるんですか？

室長：また 2 次調査の話もさせてもらわなあかんのですけども、2 次調査で影響のないところに、当然のことながら置きたいということ思ってまして、具体的にはちょっと、2 次調査でボーリングとかするのに支障がないところに置きたいと考えております。

住民：仕分けの仕方と、具体的にその仮設に置いた 2 次調査、2 次調査、一体どういうふうを考えておるのか、もうちょっとこうまとめたものがないと、ああそうですかとは言えない。

住民：だからさ、それは 2 次対策の時に議論をする。対策するっていうんでしょう？それを議論していったら、さっきも言ったように、今年度中の環境省の申請出来ないし、将来的な特措法の申請するためにも、少しでも実績を作っておきたいというのが県の意向なんだよ。だから今年度内でやれる範囲として、この今回のプランを出してきて、そして、とりあえず置いておきましょうと、ペンディングなんだよね、要するにこの部分の

扱いに関しては。そういう意図なんだよ。

住民：だけどね、これ難しいよ。今までの信用がないから。それは難しい。

住民：2次対策が出来るか出来へんかも、はっきりわからへんことやから。

住民：ただ、1次対策が出来なければ、2次対策も出来なくなる可能性もあるわけだよね？
1次対策の合意も出来ないのに、2次対策のプランニング出来るわけがないだろうってことになっちゃうからね？だから少しでも合意出来たところをやっといた方がいいって言う・・・

住民：難しいとこやな。

住民：判断も出来るんや。

住民：いや、1次対策反対してるわけじゃないでしょう？最初から早くやってください、早くやってくださいってことをみんな言うてるんであって、やるんだったらその中身を検討してるだけ、話し合いしてるだけのことであって、決して妨害してるつもりはないです。

住民：だから、掘ったものの分別基準をどうするかとか、どういう方法で分別するかとか、そういうことに関しては棚上げ、一旦棚上げしましょうと、ということですよね？

部長：棚上げっていうより、まさにこれまた、きっちり話し合いをしないと・・・

住民：しなければならぬから、

部長：いけない話だろうと、今までのこともしてない話

住民：ペンディングですよ？それはもう

部長：重要なポイントになってくると思いますので、むしろあの、今お話してる話とはちょっとレベルが違う。

住民：1次調査の有害物の判定、これも話きっちり決まってないんじゃないですか？決まってるんですか？我々納得してないこともありますよ。それをそのまま持って、流れの中でやり取りしてるんですよ？

部長：というよりですね、ちょっと非常に無理な言い方をすればですね、当然これ、産廃特措法の中でやろうと思えば、とにかく来年いってみれば頭出しが出来てない限りは、

協議できないという、こういう現実があるわけですね。でもう、その期間の中で出来ることはなんやと、もうそれに限って、とにかくスタートしなきゃいけない。だからこれをまずスタートさせてくださいと、いうことでお願いをして・・・

住民：それはもう重々聞いてます。だから早いことやってください。早いことして下さいよってことをみんなが言ってるんであって。

部長：もし万が一その時にですね、緊急にやらなければならないような事態が起きればですね、計画変更してでもそれを優先するというのも当然あるわけなんですけど、何しろ、来年度の一年間で出来ることしか、いわば出すことも出来ない、申請が出来ませんので、それについてお願いしたいというものですから。ですからそれ以上の話についてはむしろ、いわゆる本格的な工事の話、先ほどの分別のような話につきましても、まさにこれ今までも議論って何もほとんどしてない話ですから、

住民：今日初めてだから。

部長：ですから、まさにこれからきっちりしないといけない話だろうと思いますから、それはそれで、それについては時間あるわけですので、それは話をさせていただいて、また専門家の先生方に意見聞かないといけないと、そういうふうに思います。

住民：ちょっといいですか？別の観点からの。4-9のところ、揚水井戸を新たに設けるといふふうに、4-9の左側のところですけど、つまりあそこを掘ることによって、攪拌する、処分場内を攪拌する可能性があるから、地下水汚染がかえって広がってしまうんじゃないかっての前回お話したと思うんですね。だからそれに対する対応策として考えていただいたのが、この既設水処理施設の活用とそれから新しい揚水井戸の追加設置ですよ？この追加設置がどの程度のものなのか、何もここ書いてないので、どういう計画なのかっていうのが質問で一点目。それからもう一つは、ずっと住民側は言ってるんですけども、ここの水質の変化を見るために、本当にきれいな上流の水の井戸がね、確保しておく必要があるんじゃないかと、今後の対策のためにも、この処分場の工業技術センター寄りの方に、一本処分場に影響を受けない井戸を掘っとくべきではないかっていうことをずっと指摘してたと思うんですけど、それは今回1次対策に入っていない。これは入れるべきではないかなっていう気もするんですけど、そのへんの判断はいかがでしょうか？

参事：まず今の上流側の井戸ですけども、県の方も必要やと考えておるんですけど、ちょっとまあ、予算の都合もありまして、今考えてますのは、ちょっと遅くなってしまうんですが、来年度に設置するということで考えております。あと、どこにその1次対策でやる井戸を設置するかっていうのは、ここというのはあれですけど、下流側のところに、一本設置したいなど。で、ですね、これまでの1次調査の結果を見まして、一番効果があるかなというようなところに設置したいと。

住民：これね、専門家の意見を聞いた方がいいと思います。というのはね、前もちょっと言ったように、地下水がこの図からいうと、右上から左下に向かって流れてると必ずしも言えなくて、地下水層やぶってるところがいくつかありますよね？そっちに向かって流れてる可能性があるんですよ、一旦は。それから地下水層の方に向かって流れてることがある。そうすると、むしろ地下水層を破ってるあたりと、この今回掘ってみるところの中間に掘った方が効率がいいと、いうことも考えられるわけですよ。だから揚水井戸をどこに設置するかってそれこそやっぱり専門的な判断も必要なことなんじゃないかなと思うんだけど。

参事：ええ、専門家の意見は聞きたいと考えております。あと、基本的にはですね、今回掘削しようとしてるところについては、浸透水面よりも上ですので、基本的には下に影響を及ぼさない形でやるということですけども、今現に汚染が外へ出てるということもありますので、新たに浸透水を汲みあげる井戸を加えて、より汚染拡散を軽減するという事で井戸を設置したいということ考えておる。

住民：だから前回はね、ここ掘ることによって地下水汚染が悪化する恐れはないかと、その点について専門家の意見を聞いたのかっていう質問私したと思うんですけど、その後、専門家の先生方との対応どうなったのかっていうこと、教えていただけます？

参事：そうですね、ちょっと今の●●さんご指摘のやつについて、ちょっと先生方のご意見はちょっとまだ聞いておりません。早急にご意見を伺った上で、位置、今の井戸の位置もありますし、掘削するところの汚染拡散防止対策についても出来る限り影響が出ない形で先生方の意見も反映させた上でやりたいと考えてます。

住民：わかりました。とりあえずその来年度の予算でその上流部の処分場の影響のない井戸を作っていただけると。いいんですね。あと、揚水井戸の場所に関しては専門家の意見を聞いて、今後詰めていくということですね。それについては住民側との同意も了解を提案していただけますよね。

参事：そうですね。

住民：はい、わかりました。

住民：一つよろしいですか？この6番なんですけども、焼却炉の跡の基礎コンクリートの件なんですけど、東側の。その施設はいわゆる旧、一番古い、ガス化溶解炉じゃなくて、古いそっちの方の施設ですか？

室長：今のこのドラム缶掘る真ん中の、前に撤去した木専用の東側焼却炉っていうあそこの

住民：メインのどこ、メインの？解体した・・・

住民：そしたらその基礎は、ガス化溶融炉の場合やったら、基礎が粘土層やぶって、地下水まで行ってましたよね？それは大丈夫？

参事：そこについては今回は触らない。

住民：いやいや、だから

参事：今のところは、今のところ杭はないと考えてます。

住民：そしたらその仮に基礎を撤去するにあたっては、その地下水に影響するとかそういうことは全くないということ？

参事：ええ、でまあ、ちょっと今の水位はどうやという話はありませんけども、粘土層がどうのということはないということです。

住民：ちょっと基本的なところを教えてくださいよろしいですかね？冒頭に 0m～3m というのを訂正しますという話があったんですけども、その部分はク-5 なのかケ-3 のなのか、両方ともなのか、確認したいんですけども？

参事：最初しゃべりましたんは、ケ-3 の方でございます。ク-5 の方はですね、ここまあ筋掘り、ちょっと掘ったので確認したところだと、地上面から 1.5mのところまでが高濃度の VOC の汚染が出、1.5mより下については、分析もしましたけども、汚染が確認されなかったということで、ちょっとまあ 1.5 より余裕見てますけども、3mくらいで、想定してるということです。あと実際にやってみて、当然汚染されていけば掘るということになりますけども、とりあえず基本としては 3mにこのク-5 のところについてはしたいというふうに考えておるということです。

住民：はい、それでね、理解するために、ここには 7つの場所がありますよと、次の 4-4-4 では 4 箇所になってますよと。その理解は、上の 4 箇所は、一つの長続きになって 1 箇所になりますよと、そしてあと、3 箇所をプラスで掘りますよと、その中でク-5 だけが 0 から 3m、いう形と理解してよろしいですか。

参事：そういうことでございます。

住民：そこでね、0～3m、それともう一つ、別紙の中で、0～5m、この 0 っていうのはどういう意味なんですかね？

参事：あの、ちょっとあの、

住民：深度、

参事：あのちょっとすみません、

住民：深さ 3mバサッというイメージじゃないんですか？

参事：それね、あんまりちょっと意味がないかわかりません。深度 5m・・・

住民：そしたら 0 を消していただいたら有難いですけど。

参事：はい。分かりました。

住民：この別添の方も 0～5 というふうに書いてますんで、5m、深さ 5mという形で斜面の底辺が 5mまでということ。そのボリュームは全部とるということは、ご説明の内容で理解してよろしい？

参事：はい、それで結構でございます。

住民：どうもありがとうございます。

参事：もう一度分かりやすく修正させていただきます。

司会：他ございませんでしょうか？

住民：いろいろ説明いただいて、難しいんで、分かりにくいんで、前、去年 6 月に協定あって、8 月に署名してということで、今までに至ってると思いますけど、その時に、これからの協議事項とかいうものも出してるんですけども、あれは、県の方は見ていただいておりますでしょうかね？あれについてちゃんと真摯に取り組んでいただいているのかなと、いうふうにも思いますけど。こちらの方もね、例えば有害物、特管物のみでないとかって書いてますわね、そういう意味のことを大いに言うてるわけやから。そこらへんちゃんと汲んでいただいているのかなというふうに思うんです。で、前回 9 月 15 日ですかね、今、今日は 10 月の 27 日。時間だいぶ経ってますけども、話合いの時間も少ないですから、30 分増やしていただいたというものの、なかなかそれじゃあ詰めることも出来ないというふうに思いますけども。

それと、前回確か、決まったことはこれこれこれこれ決まったというふうにとちょっと書いてちょうだいね、というような話が出てたと思うんですけども、そういうこと出なかったでしたっけ？出てましたね、前回。なんかね、そのままずるずるずるずる流れていってるんで、私らもね、頭回らんので、何が決まってどうなってるんかね、さっぱ

り分からんような状況があるんですね。それが、県の方でもそういうふうになりやすくまとめていただくと、有難いですね。前回確かそれ、話、●●さん言わはったんでしたっけね、確か。違いましたっけ？ちょっとわからんからちゃんとまとめてよって。というのはね、私らもね、去年 6 月に出した、決まった合意したこと、なんとかしたいこと、これからのこと、って書いてちゃんと出してるんですよ。あれ全然それ以上進展ないし、県の方は、県のペースでどンドンどンドン言うてこられるから、私らそれにおっとっとなって、これがこれで、っていうてる状況やから、これではやっぱり対等な話し合いにはなかなかかなりにくいんで、その辺のことちょっと考慮していただきたいなと思います。

最初にね、おっしゃってた鉛の件とかね、あれは一つの象徴的なことで、鉛があるのに、それはとりあえず置いといて、これ先すると、いうふうなお話でしたけども、やはり一連のこう対策っていうのは続いて行くんですから、ある程度わかっていることは道筋を付けたような格好でやっぱり行ってもらわないと、それは後のことです、それは後の話し合いですと、今はこれやるんですと、そう言われても、ちょっと私らもなかなか納得しにくいんですよ。やっぱりせつかく有害物を探しに行く調査をやったんやから、有害物探しに行く調査をやるってことは、有害物出来るだけ取るということ、というふうに私も思ってますので、そういうことで進んでほしいし、そういう道筋をちゃんと県がやっていただいたら、私らもギャーギャー言うこともないんですね。信用できてやれば、それでやることないんやけども、なかなかそういうふうに思えないもんやから、ね、上手いこといかんというところがあるんですよ。

それから、特措法、特措法って言うてはるけど、特措法で取れる範囲のものしか取らんのかと、そうなってくると、私らもちょっと心配なんですよ。やっぱり有害物っていうものがあって、出なくても、やっぱりどんなことで出るかもわかりませんし、今の震災じゃないけども、大丈夫や大丈夫って言うたかても、先のような地震起こって、だーって土砂崩れ起こったらどうするのと。そうなった時に出ませんか、と。それ言い始めたらね、ものすごくひどくなるからっていうことはあるかもしれないけども、私らそれくらい心配してるんですから。

それと、人為的にそういうふうになりがここに埋められたとなったら、やはりそれはちょっと違うんじゃないかというのが、そこに住んでる者の気持ちですんで、その辺は十分に汲んでいただかなということ、お願いしたいと。具体的な、技術的なことはもっとももっといっぱいあると思うんですけども、それは個々に詰めていって、早く出来るようにしていただきたいなど。で、やっぱり 1 月半、何の合図もなくほったらかしていいのかなと。で急に 10 日に出してくれと言われても、なかなか追いつかんと思うんですけど。以上です。

管理監：前回、次の時には協定書の案を出して頂きたいというのと、前の 1 次対策の資料が余りにも分かりにくいから大雑把過ぎるので、もっと細かい資料的なものを出して、分かりやすい物を出してくれと、こういうふうなお話でしたね。今回、資料 1 の方で、幾つか追加させて頂いたという形で、基本的にはその前の話し合いで出た課題については、こちらから資料を提出させて頂いて、整理をさせて頂いてるというような形で、出来る

だけ話し合いが前回のと全然かわるというような形になるようなことの無いようにさして頂いてるということについては、そのような形で行っておりますので、ただ仰られるようにちょっと時間が、こちらの議会など色々な形のもんで、ちょっと延びましたことにつきましては、お詫び申しますが、最初部長が申し上げましたように、この1次対策については、まずこれで取っ掛かりをつけて、2次の方に繋げて行きたいというふうに思っておりますので、今回の本日説明させて頂きましたこの協定書につきましては、こちらから期限をくくって申し訳なかったんですけども、出来るだけそのような形で何とかご協力できないかというのがこちらの方の思いでございますので、なにとぞ宜しくお願い致します。

住民：すいません、発言いたします。EM 探査ってね、5 から 10m ぐらい出来るっていうふうにこの前ずっと最初に言っってはったと思うんですけども、ドラム缶を探すのはとりあえず、5 から 10m で、まあ、おいとこうかと、そういうことですかね？ EM 探査、EM 探査というように書いてますけども。ボーリングで何か出たら探そやないかと。ドラム缶を探しに行くっていうことについては、EM 探査でやるっていうことは、その程度までしかもう出来ない、ということでしょうか？

室長：今ね、地表から 5m から 10m ぐらいまで、いけるんじゃないかというやつで、地表からさして頂いた結果をもって・・・

住民：5m、10m というのは、5m から 10m やから、确实なのは 5m かもしれません。

室長：分かりませんね。今、ここはね、5m 掘り下げたところでもう一回 EM 探査でやってみるということで、まあそこからまた 5m か 10m ところが分かる。それについては2次対策で疑いのあるところ、2次対策で掘ってみて出るのがあったら出すということの対応をさせて頂きたい、こういうことです。

住民：まあ、それで十分かということですけども。私もその辺ってあまり判断がつかないけど。それとやっぱ、あれですわ。これはこれでこう決まったと言うんだったら、私らが言ったことについて、こうですよっていうような格好で答えて頂くような形にして、返事とかなんか分かるようにして頂くと、話の筋が分かりやすいんで。さっきでも、今の、上流に一本サンプルの井戸を掘るなど、ずっと前から言っただけども、そのままずっと何も返事がなくて、聞いたらこういうように答えてもらえる、このように何かあるような無いような感じで、それでまたうやむやになってしまってしまう気がするんで、それだけではないんですけどね。そやから、私らお願いしたことについて、一個一個答えて頂くような格好のものを今後頂けたらなっと思いますけど。

室長：はい、ここが1次対策ということで、2次対策としては、また平行して協議させて頂きます。で、昨年、覚書締結させて頂きましたところに、もうすでに合意に至ったところと、これからまだこれからのとこと、いう仕分けをさしてもらいましたけど、あれを

順番にやっていくっていうことはなかなかちょっと難しいと思います。で、今まで調査の段階、あるいはそのご要望の、そちらさんの方の言うててくれはった部分を何とかクリア出来ないかと色々な調査をもしながら、順次、なかなか平行線になってる部分もございすけども、順次、まだ協議の整ってない部分についてはお話し合いをさして頂いてるんかなというふうに、うちは思っている所でございます。あの、何でしたかな、協議が合意のところ、まだ出来ていないところと3種類に分けた、あれだけを順番にやっていくということとはなかなか難しいんですけども、調査の中であれも踏まえながら、それは出来ないのこの調査でやるとかいうような話で、あの部分について、最後の対策工に至るまで皆さんと話をさして頂きたいということで、今まで進んできたところでございますし、これからも話をさして頂きたいということで思っておりますので、宜しくお願いします。

住民：個別に答えてもらって分かりやすいと思います、私は。あの紙の・・・

住民：ちょっと、宜しいですか？まず、この1次対策の工事をどの位の期間でやろうとされているのか、ちょっとイメージがなかなかわき難いので、教えて欲しい。いつからスタートしていつぐらいに終わるといような腹積もりであるのか？で、それから逆算して、先ほど11月11日位に協定書が必要だろうということを住民のほうもある程度イメージを浮かべて、その合意に持っていけるようなスケジュールで住民側も考えなきゃいけないので、そのへんの日程について分かっている範囲で教えて欲しいというのが1点。

それから、この1次対策に対する予算というのは、どのような位の規模で、国と県の割合をどのように算段されているのかということ、分かっている範囲で教えて欲しいなということ。

それから、この廃棄土とか色々と有害物を1万 m^3 を目標にして、搬出するというようなことを以前聞いてましたんですけども、先ほどの議論にありましたように、1万 m^3 やから、とにかく出してしまおうんでなしに、先ほどあったような覆土とかあのへんは汚染度合いが少なく、どちらかという、汚染度合いの強い濃度のところを優先的に出してもらおうということ。というのはですね、私も全量撤去ってなんてことは、とてもじゃないけど金額的に難しければ、あちらの処分場にいくらかは絶対残さざるをえないような妥協も必要であろうと思うんです。で、その時に、今、1次対策で出せる分を出来るだけ濃度の高いところを選んで出してもらおうということ、積み重ねていくことによって、あそこの汚染度合いが少なくなるということで、先ほど言ったように、議論にあったように、覆土とかそのへん選別の時に、濃度の高い所を優先して出してもらおうということ、基本的なことを考えて頂きたいということ。で、それで、じゃあ何処に運ぶんですかということ、この前もお聞きしたんですけども、ちょっとまあ明確な、私の希望とすれば滋賀のクリーンセンターなんか非常に問題となっている、金額的に搬入量が少なく赤字体質になっているということを聞いてるもので、あの辺との協調をいろいろ考えてもらえると有難いし、処理的にも少ないし、距離的に計ってみたら直線距離で35~6キロで、しかも1号線バイパスがだいぶ出来上がってますんで、RD処分場から非常に近い距離にあるもんやから、経費的にも少なくなるし、あちの方の有効活用で考え

て頂きたいということですね。

それから、もう1点だけなんですけど、以前、昨年6月に合意をした時も、自治会との間で決まるまで3ヶ月要したんですよ。皆さん、職員の方も色々毎日来られていても、3ヶ月も掛ったということでは、この先ほど一番目に申しましたようなことが、リミットがある関係で、やはり今回はそんな訳にはいけないということを思いますんで、県の方からも自治会宛にですね、再度出来るだけ早く合意を得られるようにというようお願いみたいなものをね、して頂けると自治会のほうも発奮して、やはりやるような体制をやっぱりしなきゃいけないというふうに思いますんで、その辺のことをご配慮頂きたいなというようなこと、まあ4つほど申しましたけども、宜しくお願いします。

参事：すみません。まず、スケジュールでございますけども、今の1次対策について実施計画を国の方に出して、国がどうされるかですけども、まあうちとしたら何とか今年度末、来年の3月には環境大臣の同意を頂きたいと思ってます。そうなったら直ぐに入札手続きに入れるように準備をしときまして、そこから入札とか契約の手続きをして、それをしてるとまあ5月ぐらいになるかなと。で、それから、工事の準備とかひと月、ふた月かかるかと思えます。で、そうすると実際に掘削を始めるのがまあそうですね、8月ぐらいかなと。で、そこからこちらの方には6ヶ月ぐらい掘削かかると書かせておいておりますので、8・9・10・11・12、まあ1月ぐらいいうことでさして頂いて、あとまあ、後片付け等をして、1月か2月くらいで終わるといような形で考えております。ちょっと夏場に掘ったりすると、臭いとかの心配もありますので、その辺はちょっと状況を見ながら進めるということで考えております。

住民：予算はどのくらい考えておられますか。

管理監：予算につきましては、はっきりした金額は今の段階で申し上げられませんので、億の台は確かでございます。

住民：ザクツとして1億？

管理監：いえ、もっとです。

住民：もっと？

管理監：そう。

住民：で、それには国からの補助金も・・・

管理監：国からの補助といいますのは・・・

住民：45%ある？

管理監：45%補助金が貰えるのではなしに、仮に10億の工事をしますと、10億のうち9億円については、起債という県の借金が出来ますよと。1億円は県の普通の財産でもって一般財源でもってしなければいけません。で、9億円の起債という、まあ何十年かの借金をしますと、その借金返しを毎年していくわけですが、そのうちの9億の借金について50%特別交付税という形で国のほうは県のほうに毎年その分の対応をしてくれるという形ですので、今、おっしゃられたような90%掛ける50%ですので、45%ということになりますと、県は最初の一般財源で用意するものと、あと借金返して使うものと併せて55%は、要は県の税金の中から対応しなければいけないというような形になっております。

住民：なるほど、そういう仕組みで45%になるんですか？

管理監：はい。

住民：分かりました。

部長：まあ、搬出を何処にするのかというお話ございましたが、まずこの1次対策で出るものにつきましては、これはいわゆる溶出をするようなものもありますので、県内にこれを持ち込めると、クリーンセンターも含めてですね、持ち込めるところはございませんので、現在、我々のほうでそれは探させて頂いておることと、もうひとつ甲賀のお話し出しましたが、栗東市さんのほうで搬出を必ずしろというふうにおっしゃられると、場合によってはそれ以上に強く、甲賀市さんのほうからも逆にそういうことは無いだろうというふうなお話も聞いておりますので、それについては県のほうで、いずれに致しましても責任を持って探さして頂きますので、それはお任せ頂きたいということです。

住民：すいません、ちょっと水処理施設のことでお伺いしたいんですけども、資料1の4-9の所に、一応水処理施設について書いておられて、表4-4.2のところに計画水質ということで項目を6項目あげて下さってます。で、今回の調査で浸透水からも1,4-ジオキサンというVOCが出てきているわけですが、三重のほうの処分場なんですけども、RDの処分場の水処理施設よりも大きな水処理施設で処理されているらしいんですけども、この1,4-ジオキサンというのは水処理施設では処理出来ないということで、新たに1,4-ジオキサンだけを処理するための水処理施設を作られるというようなことを、ちょっと他の方からお聞きしました。今回、ダイオキシン・鉛とういのが入ってるんですけども、浸透水から出ている1,4-ジオキサンも今処理されている浸透水に含まれているのかどうということを検査して頂きたいな、分析して頂きたいなと思うんですけども、どうでしょうか？

参事：1,4-ジオキサンについても調べております。それで今、ちょっと浸透水は覚えており

ませんが、地下水から環境基準の倍くらい出てたかと思います。で、確かに今の水処理施設は基本的にそういうSS性の、粒子状のものにくっついて取れるやつについては除去するというような施設でございますので、1,4-ジオキサンが取れるかという、そういうような目的に作られてないので、取れないです。で、どう対応するかについては、ちょっと三重県さんに限らずですね、他にも出ているところがありまして、皆さん苦勞されてます。で、今ちょっと色々技術開発が進んでる途中やというようなこともございますので、ちょっとそのへんも見ながらどうするかということについては、2次対策を検討する中で詰めていきたいと考えてます。

住民：前回もですね、私がこの会議の中で一番遅れてるなということを申し上げたんですけども、また遅れてるものが質問させていただきます。この旧RDのですね従業員さんの証言を読みますと、まあ、あらゆる物を捨てたよと、JRのまあ言うたら、便所の処理も捨てたよと。胎盤も捨てたよと。まあ、いや色んなものを捨てましたと、こういうことが書いてある訳なんですね。で、これ心配するんですね、何処まで行ったらこの会議が終わるのかなと。何処まで行けばこのRD問題は終了するのかなということが、私は分からないんです。で、この今年の8月23日に頂いております、旧RD最終処分場の有害物の調査についてと、この資料の2-7ページですね、これを見てるんですが、この表のですね一番上の方には、埋立て判定基準、これが赤色で横に色分けされてますね？それから、環境基準値、それから定量値とこういうふうに数字が書かれておりまして、色塗りされてるのは、ここは黒は良いよと、で他に黄色とかですね数字がいっぱい書いて、赤い色の数字もありますけども、これがですね、全部NDになったら、NDというのは説明では、定量下限値未満ですか、こういうふうになればですね、これはもう綺麗になったよと、安心よと、こういうことになるんだと思うんです。ここを目標にこの会議は進んでるんだと判断するんですが、それで良いんでしょうか？で、その他ですね、注射針が出てきたらどうかとかね、ガラスが出てきたらどう取るかとか、プラスチックやったらどうするのかと、そういう枝葉の話をしていたんでは、この会議なかなか進まないと思うんです。ですから着地点は何処なんかなと。で、県の方々と各団地の間でですね、こうなれば終わりよという目標点というのは、過去に検討され徹底してんのかなというふうに思うんですけど、そのへん教えて頂けたら有難いんですけど。

住民：それは私が答えます。着地点が何処かということで、私はこのように考えているという意見として聞いて頂きたいんですけども、基本的には合意です。社会的な合意が出来るかどうかという所が問題だろうと思います。で、先ほど言った化学的な検査によって、全く出なくなるかならないか、そこが問題ではなくて、互いにこの問題に関わってきた人たちが、みんな合意を作っていく。で、もちろん目指してるところは、全て元の野山に戻すというのが一番なんですよ。でも、それが出来るか出来ないか分からないけども、それは様々な制約があるってことは、それは大人だったら皆分かっていることだと思います。その中で、お互い腹蔵の無い話をしていって、合意が出来る、それが一番だと思います。

住民：よく分かるんですけどね、その合意する時点ですすね、ある人はこれでいいと、ある人はいや心配やと。前回もですすね、5mこれはいかんと、15mまで掘らないかんとかね、色々出てきますね。そうすると全員がですすね賛成ということにはなかなかかなり難しいと思うんです。ですから、ここに書いてあるように、ある程度数字でもってね、これは OK、これはダメというふうになんかこうハッキリしないと落ち着かないんじゃないんですか？

住民：これが OK、これがダメということも合意しなければいけないですよ、基本的に。

住民：その通りですすね。

住民：結局、同じことなんですすよ。

住民：そうですすよ。で、その 2-7 の左の方にはですすね、環境基準の以下であるというふうなこと、それからこれはダメであるというふうになんかずっと左の方に書いてあるんですけど、このように環境基準をクリアしたと、だから OK なんだと。これと同じようなケース等ですすね終了した時点でやって、この黒塗りのようになれば、これは皆文句ないと思うんですすね。

住民：ですから、皆が文句無いというのはどこに持っていくかということをやまず決めなければいけないですすね。

住民：だから、それはそうですすよ。

住民：だから、それは皆が文句無いという状況はどういうものなのかというところを決めるためには、徹底的な議論が必要なんですすよ。

住民：議論してもね、よくおっしゃる、まあ、化学屋さんの領域に入っていく・・・

住民：いや、化学屋さんの領域じゃないです。これは化学の話は勿論大切なんですけども、それ以上に、例えば社会的な決断が必要なんですすよ。例えば、今我々は 1 次対策をどうしようかっていう話をしている訳ですすけれども、この 1 次対策をしなければいけないということは皆納得している訳ですすよ。ただ、この 1 次対策で充分かっていうと、それは皆そんなことは無いと思っている訳ですすよ。それはなんですか、社会的な条件の中で自分たちが今何が出来るのか、それが将来にとって少しでも前に進むんだったら、やむをえないではないか、いややった方が良かったらどうかという合意を作っている訳ですすよ。これは化学的な問題では無い訳ですすよ。

住民：最終的にはね、こういう数字とこういうもんで行かないと解決しないですすよ。

住民：それはね、例えば福島原発でもそうですすけど、何ミリシーベルトだから安心だとか

言われてもね、それは納得そう簡単には出来ません。そりゃ、化学的な知識は勿論必要ですよ。けども、その基準があったから納得しろって言ったって、人は納得出来ません。

住民：ただね、私は第1次の点については、これは進めて行ったら良いんだと思うんです。で、そこで不満足のある所もあるかも知れませんが、これは期限の問題もありますし、進めていかないかんとすることは理解しているつもりです。で、第1回の第1ステップはそれで終わりじゃなくって、第2ステップがまたあるなあというふうに思います。で、そしたらエンドレスで行くかという訳にはいかないでしょう？ですから、そこで、これで終わらしましょうということで握手できる、その到達点ですね、それはここに置くという何か欲しいなという気がするんですよ。だから、ある人は東京まで行くつもりやろうし、ある人は北海道まで行くと思う、何処まで思うてるか分からへん訳ですね。だから、その何か灯かり言うとおかしいですけど、何か法的にとかいうふうになると、ここに書いてある赤線とかですね書いてありまして、まあ、埋立環境基準ですか、ここで合格したら OK ですよというふうに皆さんコンセンサスとしてあるんかなと。これはダメなんですか？これは効果があるからこういうふうにしてみてるんですよ。

住民：今、その話しせんなんですか。私と話しません。

住民：そんなん、ダメですよ。それは個人的に・・・

住民：ちょっと今、場所も時間ももったいないんですよ。

住民：遅れ過ぎてるといことですか？

住民：うん、・・・

住民：じゃあ、教えて頂きたいと思うんです、また後日教えて頂きますけど。

住民：はい、また・・・

住民：簡単に説明できないんですか？

住民：簡単には出来ません。大変難しい問題で、ぼくらでもものすごく時間掛かります。

住民：そういう問題ですか？

住民：すいませんけど、そうしてもらえませんか？

部長：今、お話ありましたようにですね、一定そうした環境基準内のその数値というもの

もですね、当然目安になるなるだろうと思うんですが、ただ、これは先ほどの●●さんの方からちょっとお話があったようにですね、これはある意味で我々県の方の対応も悪かったんだろうと思うんですが、住民の皆さんに色んなこうご不審やご不安を与えてしまっているような、こういう結果もありますので、やはりそれでは満足できないとかですね、色んなまあそうした点もございますので、やっぱり双方が納得できる、特に住民の皆さんも、大方の方々が同意が出来るというかですね、納得が出来るというところまでやっぱり持っていけない限り、こらはやはり皆さん安心できないだろうと思いますので、これはこれからじっくりまた話し合いの時間もございますので、ぜひそれをお願いをしたいというふうに思っています。

住民：私もそのように思います、はい。どうも有難うございました。

住民：よろしいですか？あのですね、今回やられる調査の地点の炉の後の場所ですけどね、これは基礎の部分を取って頂けないんですか？東側の炉の方は、基礎の部分を取ってEM探査しますということなんですけども、今、この場所もコンクリ残ってますよね？コンクリが残ってますよね？今やるところの。そいでね、コンクリが残ってますよね？それは取ってね、同じ分、そこと。

室長：取ります、取ります。

住民：それも取ってくださいね。東側だけじゃないね？

室長：これが東側なんですか。

住民：あっ、これが東側ですか？もうひとつの東側の深い、あのこと言ってるんです。

室長：あれは、南側、

住民：あっ、そうですか。それは申し訳ない。

室長：最初の時、まあ

住民：ああ、はい、分かりました。

住民：最初の説明で、感染性医療廃棄物いわれたんだけど、これはまあ医療系廃棄物だけど、どっちを取ったら良いのか？今日の最初の説明では、感染性医療廃棄物言うたけど、これ見ると医療系廃棄物になってんねけど、感染性と医療系とちょっと違う思うんだけど、廃棄物の種類が。一緒にええんですか？

参事：実際、なんちゅうの、血液とかですねそういうのがあったら、感染の恐れがあるよ

うなもんという解釈のほうが良いかと思います。例えばそういう医療現場から出たやつでも、きれいなやつで、要は有害物が付いてなければ問題ないと思いますけども、ここについては、そういう感染の恐れのある、現時点で恐れのあるものがあるということで、感染性ということで解釈して頂くのが良いかと思います。

住民：ということは、全部は廃棄処分せえへんということやね。だから廃棄物と。

参事：えっ？

住民：医療系は全部は出さへんということ？

参事：そうです。ここ掘って、そういう、ここでいう特管相当物となっておりますけど、そういうものについては出すということなんですが。

住民：医療系を全部出すということではないわけ？

室長：この場所で見つかった中には、血液が入ったものが入ったということを含めて、特管物ということをして、取りに行くんですけども、このエリアを掘って出てきた医療系のやつは今出すと。

住民：それは全部ですね？

室長：はい。

住民：はい、分かりました。

住民：いいですか？今後は多分ね、6自治会のほうでちょっと話し合いをしなければいけないと思うんですよ。今日は9時半まで目一杯使ってしまうと、我々もなかなか再度集まることは難しいので、出来たらその時間を少し余裕を持って頂きたいなと思うんですけども。

室長：はい、ご質問がもうこれで大体して頂いたようであれば、●●さんご提案頂きましたが、また6自治会で、色々話をして頂くことで、そういうスケジュールもちょっと考えて頂く必要があるかと思しますので、あとちょっと時間残っておりますので、ここで、この場所で、またそのへんを6自治会のお話をして頂けるようなことがありましたら、使っていただければと思います。宜しくお願いします。

住民：はい、ちょっとその前に、この水処理装置の概要いう部分は出てるんですけども、もっと詳しい資料、機会があったら出して頂きたいんですけど、現在、一からどういうふうな動かし方してんのか、1日どれだけ動かしてんのか、月にどれだけ動かしてんの

か、排水量はどれだけの量なのか、各ポンプはどういう深さで、構造ってどうなっているのか、流入原水の水質はどうなっているのか、放流はどうなっているのか、要するに有害物はどういう有害物はどれだけの除去率でやっているのか、そういうものをもっときちっと出して欲しい。これでは、ちょっと判断しようがない。この装置の余裕があるので、今後それに入れて行きたいというけど、何の余裕なのか、有害物を除去する余裕なのか、水の量の余裕なのか、いろんな、余裕っていうのはいろんなものがありますからね。それをもっと詳しく丁寧に、資料をあげて頂きたい。

参事：また、その辺は資料をまとめて、早急に出させて頂きます。

住民：最後にひとつよろしいですか。有害物調査検討委員会の先生方はですね、この案を見てどんなふうにコメントを出されておったか、そのコメントを聞きたい。

室長：はい、8月の委員会にこれとほぼ同じ資料の段階で、委員に見て頂いております。特に、それでダメだという意見はなかったというように感じております。ただ、まあ特にここどうなんだという部分、先ほどちょっと、ここ聞いたらどうやといわれる、井戸の関係とかもありましたので、その辺はまた個別に聞かせて頂こうかなと思うんですけど、その時は場所はこれから浸透水の井戸の検査がまだでしたので、そのへんで汚い水を吸い上げるのが一番いいのかなと説明させて頂きまして、ああそうかなと委員さんも思っていたかなと思ってるんですけど、まあ、データ出たなかで、何処を掘ったら一番いいのかなっていうあたり、ポイントでご意見を頂くことになるのかなと思います。ほぼこれに近いものを出させて頂きまして、特にダメだという、こうしたらいいんじゃないか、ここをこう変えよという意見は頂いておりません。はい、先ほど●●さんご提案いただきました6自治会で話しをという・・・。

住民：あのちょっと、私どうやって仮置きとか、そういう出すとかいうやつで、どうやって分別するんですかという事なんですけど、ちょっと明確な話がないんですけど、1次調査でもその辺の有害物の判断っていうのが、ちょっとまだ話が結びついてません。住民と話がついてない所もありますし、このデータもK-3とかK-4とか、今回やるというボーリングの絵を見てても、何処に有害物があるんだろうかなという内容のものがあるんで、へたをするとこれ全く出てこない、排出も何も無いじゃないかなという、全くとは言いませんが、特管物とかはありますんでね。しかし、何となく気になる。そのへんをもうちょっとハッキリ明確に出して頂きたいんですけど。

管理監：以前から説明させてもらってますように、1次調査等で明確に資料1にも書いてる、先ほど言っております特管物とかドラム缶とか、こういうものは、特にドラム缶とかは一回見えたものをまた埋め戻したとかいう部分もありますので、そういう部分について、今明らかになっている部分だけをまずは手を付けさせて下さいという形で、今までも説明をしてたということですので、今我々が説明している部分を出すという部分については、一応、出すことについては合意が出来ておるかなと思うんですけども。

住民：掘削して出しますということでね、その次になるとそれは次の問題で、今回の問題やないんやということは分かるんですけど、仮置きばかりになってしまうという・・・

管理監：先ほども言いましたように、当然、ちょっとうちの方申し訳ない点もございませうけども、その選別の機械の性能であるとか、あるいは選別の仕方とかね、そういう部分についてはまだ確たるものをこちらも持っておりませんので、そういう方法があるという部分があるんで、その方向で行きたいという形で今後説明させて頂くという形で、仮置きした物をそのまま放っておくという様な事は、今まで我々も言っていないと思えますんで、いわばどれをどのような形でしっかりと出せるかと、選別の工事がどのようなものでかという部分についても、今後お示ししながらご議論をしていきたいというふうに思っております。

住民：はい、あのね、1次調査はまあ1年間で出来る範囲のことをやってもらうと。そうするとね、1次調査で結構たくさん出してもらって、あと2次調査では少ない目という形ですけども、今のあれですと、1次調査は1回目なんで、2次調査でその不備を補ってもらうということですね。

部長：というよりも、むしろ1次調査の方はごく僅かで、本体のほうが大分多くなるだろうというように思います。それからあと、●●さんご心配だったやつのお話でもですね、実は来年度、相当大きな予算要求をしないといけないと思いますが、予算要求をした上で、どっか積んでおくなんてことは、それだったらお金要りませんので、ほとんどがむしろ処分費がほとんど大きなものになってしまうと思いますので、いわゆる、どっかに積んでおくというようなであれば、そんなに予算も必要ない訳ですので・・・

住民：あの私ね、やはりね、心配するのはね、1次対策ですもん出るのが少なかったということで、もう2次調査の場合も、もうあんまり進まないという感じのが心配なんですよ。そんでね、やっぱり、先ほどの鉛のことも出てましたし、全量撤去というのは無理やと思うんですけど、出来るだけ出していくということですのでね、僕もまあ出来るだけ早くね、1次対策の工事を進めてもらいたいと思うんですけど。で、進めてもらう中で、やはり不備な点も出てくると思うんですけど、またもう一回2次対策の時にね、色々ないろんな意見が出てますね？そういうことも踏まえて、やって頂きたいと、そう思うんですよ。やっぱり、出る量がねやっぱり色んな1次調査をやってもらってますのでね、こっちが思っているよりも少ないとかいうようなことになっても困りますので、やっぱり、それでもしも1次対策のところ少ない所でしたら、もういっぺん、ちょっとここが問題やという所は徹底的にやって頂いて、やっぱり先ほど納得いうのは出ておりましたので、その出来なかった部分については、2次対策の方で完全にやって頂きたいという形で進めてもらいたいと。

部長：まさにおっしゃられるとおりの考え方でさせて頂きたいと思えます。

室長：そしたら、あと 30 分ほどございますので、6 自治会の方で、ちょっとまたしゃべって頂く時間にさせていただきますと思います。

住民：●●さんラストで。

住民：6 自治会で話し合う訳ですけども、この本日の中心協議になっております協定書ですね、これは県の方で作って頂いたのですが、これの修正、それから削除、また追加、そういうなことを 6 自治会の場で話しても、それは出来ることですね。

部長：それを拒否してたんでは話になりません。

住民：えっ、

部長：それを拒否してたら話になりません。

住民：はい、そうですか。また話し合い。

部長：やって下さい。

住民：分かりました。それじゃ、その点も充分考えて。で、この協定書というのはですね、今はまあとりあえず 1 次対策についての協定書ということですか。2 次対策については、また・・・

部長：全く別の・・・

住民：別になるんですか。そういうことですか。

部長：はい。

住民：分かりました。

室長：それでは、30 分ございますので、ちょっとまたご協議頂きたいと思います。

以上